

【24用語】

自伝（じまま）.. わがまま、気まま

平水（へいすい）.. 河川などの平時の水かさ

作場渡船（さくばわたしぶね）.. 耕作地（田畠）へ渡るための船

出格（しゅつかく）.. 格式に外れたこと、特別、破格

仁恤（じんじゅつ）.. 憐れみ情けをかけること

過当（かとう）.. 適当な程度を越えること、分に過ぎること

【24解説】

江戸時代の主要な河川では、幕府の政治・軍事上の観点からできるだけ橋を架げずに、徒歩や船で渡河するところが多かつた。しかし、明治政府は明治四年（一八七二）四月、太政官から地方長官あて橋梁渡船について指示し、従来の渡船や徒步渡りの場所に仮橋を架設し、旅人の至便を図る積極的な交通政策を示した。

本文書は、利根川上流の利根郡上川田村と硯田村間に架かっていた橋が満水等で流失し、吾妻地方と沼田町を結ぶ交通が不便となつていることをうけ、上川田村の農民が作場渡し船を利用して、新たに渡船の営業活動を始めることを群馬県へ出願したときのものである。なお、本文の末尾には朱書きで県が認可したこと記している。